

狂犬病予防注射と飼い犬の登録について

犬の飼い主は「狂犬病予防法」により年1回注射を受けさせる義務があります。
 かかりつけの動物病院が最寄りの集合注射会場(下表)で、必ず予防注射を受けさせてください。

●集合注射会場実施日程表

・狂犬病予防注射 [料金] 3,250 円(内訳:注射費用 2,700 円、済票交付手数料 550 円)

実施日	時間	会場	実施日	時間	会場	
4月11日(火)	9:40～10:00	碓井4丁目公園(西名阪高架下)	4月18日(火)	9:40～10:00	野々上府営住宅集会所東側公園	
	10:20～10:50	王水町会館前		10:20～10:40	エコプラザはにふ	
	13:30～13:50	西浦1丁目公園(ローレルコート横)		13:30～14:20	丹治はやプラザ	
	14:10～14:30	市水道局石川浄水場前		14:40～15:10	郡戸共栄公園	
	14:50～15:20	白鳥神社東側				
4月12日(水)	9:30～10:10	陵南の森公民館	4月19日(水)	9:30～10:00	城山会館前	
	10:30～11:20	島泉集会所前		10:20～11:10	西浦公民館前	
	13:30～14:00	西川公園		13:30～13:50	市民体育館前	
	14:20～15:20	羽曳野市支所裏		14:10～14:50	羽曳が丘南公園(7丁目)	
4月13日(木)	9:40～10:00	飛鳥出荷場	4月20日(木)	9:30～10:00	野々上公民館前	
	10:20～10:50	杜本神社南側		10:20～10:50	伊賀田鶴団地集会所前	
	13:30～13:50	石川右岸河川敷(新大黒橋北)		13:30～14:10	羽曳山上印公園	
	14:10～14:50	石川プラザ第2駐車場		14:30～15:10	桃山台1号公園	
4月14日(金)	9:40～10:20	ベビーハウス社協(駐車場)	4月21日(金)	9:30～9:50	市立白鳥児童館運動広場	
	10:40～11:00	高之羽公園(高鷲3丁目)		10:10～10:40	羽曳が丘ネオポリス公園	
	13:30～14:00	むつみの集会所公園		13:30～14:10	羽曳が丘中公園(3丁目)	
	14:20～14:40	東除公園		14:30～15:20	羽曳が丘西中公園(西3丁目)	
	15:00～15:20	めぐみ公園(しなづせせらぎの道)				
4月17日(月)	9:40～10:30	広瀬神社	4月22日(土)	14:00～15:00	市役所本館(議会棟駐車場)	
	10:50～11:10	東阪田公園				
	13:30～13:50	尺度公民館前				
	14:10～14:40	羽曳が丘10丁目公園				
	15:00～15:30	河原城会館前				

※つり銭がいらぬように、料金の準備をお願いします。
 ※市ウェブサイトで各会場周辺の地図が確認できます。
 ※飼い犬の死亡や飼い主の転居など、登録事項に変更があった場合は、注射会場または環境衛生課まで届け出てください。

●飼い犬登録事務委託獣医院(市外局番 072)

こかわ動物病院	南恵我之荘 2-9-3	938-8877	福田獣医科クリニック	誉田 3-13-3	958-8181
グランママ動物病院	野々上 2-24-4	952-3033	羽曳野動物病院	島泉 9-21-3	955-9377
畠山獣医科診療所	古市 6-18-4	956-9211	山村獣医科医院	軽里 3-3-4	958-3194
トム・ソーヤー動物病院	羽曳が丘 3-2-1	956-5880	古市動物病院	軽里 3-3-25	958-1263

※新しく犬を飼い始めた場合は、別途登録(登録料 3,000 円)が必要となります。



※雨天中止の場合があります。※環境衛生課より送付した封筒内の書類を、切り離さずに持参してください。※健康状態や制御できないなどにより獣医師が接種不可能と判断した場合は、後日かかりつけの動物病院で接種してください。※普段おとなしい犬でも注射時には興奮

するので、必ず首輪や口輪などをつけてください。※妊娠、下痢、食欲不振など飼い犬に異常を感じる時は、注射の前に必ず獣医師に申し出てください。(健康な犬でも数万頭に一頭の割合でショック死するケースがあります。市は一切責任を負えません。)

問合せ 環境衛生課 ☎ 072-958-1111 内線 2841

平成 29 年度

下水道事業受益者負担金賦課対象区域のお知らせ

「羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」に基づき、平成 29 年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定しました。

衛生的で快適な生活と、河川環境の水質改善を図るため、公共下水道整備を促進し、現在約 961 ヘクタールの供用開始を行っています。

今年度は、新たに約 5 ヘクタールの区域を決定、供用開始を行います。

[対象] 賦課対象区域(下表)の土地所有者

※受益者申告書を4月中に送付しますので、ご記入の上、返送をお願いします。

●賦課対象区域

誉田3丁目の一部	軽里3丁目の一部	高鷲4・8・9・10丁目の一部
向野の一部	学園前6丁目の一部	南恵我之荘4・7丁目の一部
西浦5丁目の一部	野の一部	伊賀、伊賀1・4丁目の一部
檜山の一部	郡戸の一部	河原城の一部
はびきの2・4・5・6・7丁目の一部		

※賦課対象区域図は下水道総務課(市役所別館4階)で閲覧できます。

●受益者負担金とは・・・

公共下水道の利益を受ける方に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、一日も早く計画的に公共下水道整備を進めるためのもので、敷地面積 1 平方メートル当たり 450 円を乗じた額をご負担していただきます。

納付方法は一括納付と分割納付があり、一括納付の場合は報奨金を差し引いた額になります。

下水道への接続にご協力をお願いします



「スイスイ」
下水道マスコットキャラクター

[問合せ] 下水道総務課 ☎ 072-958-1111 内線 2360